

ご入院の患者様へ

●入院時に必要なもの

- 健康保険証、もしくは後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード
その他、下記の受給者証等をお持ちの方は併せてご提示ください。
- 高齢受給者証・重度心身障害者等医療費受給者証・特定医療費受給者証・乳児医療受給証等
- 限度額適用認定証、もしくは限度額適用・標準負担額減額認定証
- 身体障害者手帳
- 前医の退院証明書(過去3か月に入院歴のある方)および紹介状
- 印鑑(本人および連帯保証人2名の印が必要になります)

*** ご入院中に保険証等の変更がありましたら、受付までお申し出ください。***

●入院費用について

1. 一般の方

70歳未満の方(65歳以上で後期高齢者証をお持ちの方以外)

所得区分		自己負担額/月	4月目以降 (多数該当)	食費/日(1食) (※)
ア	標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	140,100円	1,530円(510円)
イ	標準報酬月額 53万～79万円の方	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	93,000円	1,530円(510円)
ウ	標準報酬月額 28万～50万円の方	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円	1,530円(510円)
エ	標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円	44,400円	1,530円(510円)
オ	市町村民税 非課税等の方	35,400円	24,600円	720円(240円)
				90日超え (190円)

※多数該当(過去12か月に高額療養の支給を4回以上受ける場合の、4回目以降の限度額)

65歳以上の方は、下記の生活療養費（食費・居住費）の負担になります。

区分	食費／日（1食）	居住費／日
一般	1,530円（510円）	370円
住民税非課税世帯	720円（240円）	370円

2. 高齢者受給者（後期・前期）の方

区 分	1か月当たりの自己負担限度額	食費／日 （1食）	居住費／日
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ ※多数該当44,400円	1,530円 （510円）	370円
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％ ※多数該当93,000円	1,530円 （510円）	370円
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％ ※多数該当140,100円	1,530円 （510円）	370円
一般	57,600円 ※多数該当 44,400円	1,530円 （510円）	370円
住民税非課税世帯Ⅱ	24,600円	720円 （240円）	370円
		90日超え （190円）	
住民税非課税世帯Ⅰ	15,000円	330円 （110円）	370円

※ 住民税非課税世帯Ⅰに該当される方で医療の必要性の低い者（療養病棟入院料、地域包括ケア管理料算定対象患者）は食費1日420円（1食140円）です。

※多数該当（過去12か月に高額療養の支給を4回以上受ける場合の、4回目以降の限度額）

●個室について

個室の料金は次の通りです。

タイプ	室料差額／日（税込）
個室（トイレ付き）	0円～2,970円
個室（トイレ、バス、またはシャワー付き）	3,850円
個室（トイレ、浴室、キッチン付き）	7,920円

※テレビは、テレビカードをご利用ください。（南病棟1階談話室、東病棟3階エレベータ横、売店）

●オムツ代について（別紙：各種料金表参照）

- ・使用枚数に応じて、月ごとに請求いたします。
ご使用になられたオムツの種類・枚数によって請求額が変わります。

●お支払いについて

入院料は、月末で締め切り、翌月の10日頃に請求書をお渡しします。

お支払いは、正面玄関前、1階会計窓口にてお願いいたします。

お支払いは現金払いのみとなっておりますので、ご了承ください。

●医療相談について

療養生活や退院後の不安、医療費や経済的な心配事などの相談を、医療相談室で承っております。

医療相談員（MSW）または事務、病棟までお申し出ください。

〒773-0012

徳島県小松島市田浦町近里83-11

小松島病院

☎ 0885-33-2288

FAX 0885-33-1266